

[明石市臨時・非常勤職員ユニオンへの回答]

学校給食臨時調理支援員に関する要求について (回答)

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 雇用については、公募試験なしで雇用継続すること。

臨時調理支援員を採用する場合には、今後も公募試験を実施する予定です。

2 会計年度任用職員への移行後は、現在の労働条件を維持した上で以下の改善をすること

(1) 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理支援員を正規職員とすること。

臨時調理支援員を正規職員として雇用する考えはありません。

(2) 会計年度任用職員に移行した後は、学校給食従事員と同じ労働条件とするために以下の改善をすること。

- ① 雇用は年金接続まで継続雇用をすること。
- ② 賃金は学校給食従事員と同じとし、1年毎に4号給昇給すること。
- ③ 地域手当を支給すること。
- ④ 期末手当に勤勉手当を含め支給すること
- ⑤ 退職金は今まで勤務した年数で制度化すること。
- ⑥ リフレッシュ休暇を制度化すること。
- ⑦ 公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること。

臨時調理支援員については、来年度から任用根拠を会計年度任用職員に切り替える予定ですが、基本的には現行の勤務条件等を維持する予定です。